

尾鷲市ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、尾鷲市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、尾鷲市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格)

第2条 要綱第4条に規定する市ホームページへの広告の掲載位置、掲載枠数、種類・規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の位置：市ホームページの市が指定する位置。
- (2) 枠数：14枠を基本とするが、必要に応じて追加することができる。
- (3) 広告の種類・規格：バナー広告とし、規格は以下のとおり。
 - 1 枠は、縦50ピクセル、横170ピクセル。データ形式はG I F形式又はJ P E G形式とする。
- 2 広告主は、広告原稿について次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 文字色と背景色の明暗差を十分確保するとともに、文字背景に画像又は、写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等文字を読みやすくする処理を行うこと。
 - (2) 文字、イラスト等の解像度については適切な処理を行うこと。
- 3 広告原稿について次に掲げる表現は禁止する。
 - (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等、操作手順を模した表現
 - (2) アラートマークを模した表現
 - (3) テキストボックスを模した表現
 - (4) 市の実施する事業名に類似した表現
 - (5) 閲覧者が市のホームページのコンテンツの一部であるかのように誤解するおそれのあるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与える恐れのある表現
- 4 リンク先のホームページが次の各号のいずれかに該当するものは、広告を掲載しないものとする。
 - (1) 要綱第3条の規定に該当するもの
 - (2) 他のホームページへのリンクを集合し、紹介するもの
 - (3) 前項第5号に該当するもの

(広告の掲載期間)

第3条 要綱第5条に規定する広告の掲載期間は、1か月を1単位として、最長12単位(12カ月)とする。ただし年度を超えることはできない。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は別に市長が定める。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料金は、1単位月額5,000円とする。

- 2 広告掲載決定後、広告主は広告掲載料を市が指定した日までに、市が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告の募集方法)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、広報おわせ及び市ホームページに募集要領等を掲載することにより、公募するものとする。

- 2 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込方法)

第6条 広告の掲載を希望する者は、尾鷲市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により市に申し込むものとし、次の資料及び原稿を添付するものとする。なお、これら添付資料に要する経費は、広告主が負担するものとする。

- (1) 広告の原稿(電子データ)
- (2) その他参考となる資料

(広告原稿の修正)

第7条 市は、前条の規定により提出された広告原稿及びリンク先のホームページの内容が第2条及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の変更)

第8条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、市にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、前条の規定を準用する。

(広告掲載の決定)

第9条 市は、第6条の規定による申し込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに第10条に規定する尾鷲市ホームページ広告掲載審査会を開催し、要綱第7条第2項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のとときは、掲載希望単位の多いものを優先して選定することができる。

- 2 前項の規定によっても、広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、早期に申し込みを行い、採択されたものから掲載することとする。
- 3 市は前項の規定により決定したときは、尾鷲市ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。

(審査会)

第10条 要綱第12条の規定により、市ホームページに掲載する広告の可否を審査するため、尾鷲市ホームページ広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は次のとおり委員長及び委員をもって構成する。

(1) 委員長は、政策調整課長をもって充て、会務を掌理する。

(2) 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務課長・税務課長・福祉保健課長・商工観光課長・水産農林課長・教育総務課長

3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

8 委員長が特に会議を開く必要がないと認めた案件は、回議により審査を行うことができる。

9 審査会の事務局は、政策調整課に置く。

(広告の記載の取り消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消し、又は一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに掲載料金の納付が無いとき

(2) リンク先のホームページが第2条第4項各号のいずれかに該当するとき

(3) 第7条の規定による内容の修正を行わないとき

(4) 掲載期間中に要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は一時停止した場合においては、本市は、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告の掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、市ホームページへの広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定より広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により、広告に掲載の取り下げを希望する日の1か月前までに市長に申し出なければならない。

(掲載料金の返還)

第13条 既納の掲載料金は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの掲載料金を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項ただし書きの規定による掲載料金の返還は、掲載できなかった日数に応じた額とするものとする。ただし、掲載できなかった時間が連続24時間未満の場合は、掲載料金の返還は行わない。
- 3 前項の規定により返還する掲載料金には、利子は付さない。
- 4 第2項の規定により返還する掲載料金は、日割り（1月を30日と計算し、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（広告主の責務）

- 第14条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
 - 4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた市ホームページの広告の掲載の権利をほかに譲渡してはならない。

（協議）

- 第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定めるが、疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は令和4年7月8日から施行する。